広島県後期高齢者医療広域連合正副広域連合長会議規程

平成１９年３月２８日

訓令第６号

（会議の設置）

第１条　広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の重要な施策等について協議するため、広島県後期高齢者医療広域連合正副広域連合長会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成）

第２条　会議は、広域連合長及び副広域連合長をもって構成する。

（協議事項）

第３条　会議において協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 広域連合の運営に関する基本方針に関すること。

(2) 重要施策の策定に関すること。

(3) 予算編成に関すること。

(4) 広域連合議会の議決事件に関すること。

(5) その他広域連合長が必要と認める事項に関すること。

（会議）

第４条　会議は、広域連合長が招集し、広域連合長がその議長となる。

２　会議の議事は、出席した副広域連合長の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

３　広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、広域連合長があらかじめ指定する副広域連合長が、議長の職務を代理する。

４　広域連合長は、必要に応じ、関係職員を説明のため出席させることができる。

（代理人の出席）

第５条　広域連合長又は副広域連合長は、公務等のため会議に出席できないときは、自らが長を務める市町の職員を代理人として出席させることができる。

（報告）

第６条　広域連合長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、その会議において協議すべき事項を会議に諮らないで決定することができる。この場合において、広域連合長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。

附　則

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。